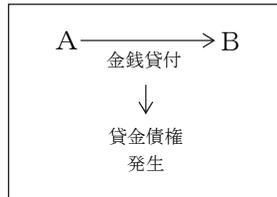


第1章 民法

1 民法とは

民法は、私人間の権利義務についてのルールを定める法律である。

例えば、AがBに10万円を貸した場合、AがBに10万円の支払を求めることができる権利が発生する。そして、BがAに10万円を支払った場合、当該権利は消滅する。

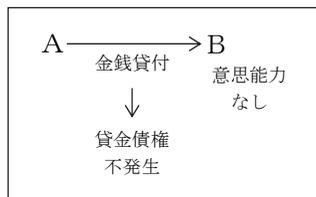


2 意思能力・制限行為能力（後見等）

(1) 意思能力

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする（3の2）。意思能力とは、法律行為をすることの意味を理解する能力のことをいう。例えば、幼年、高度の精神病、泥酔の場合等、意思能力がない。

→ 無効であって、取り消すことができるわけではない。



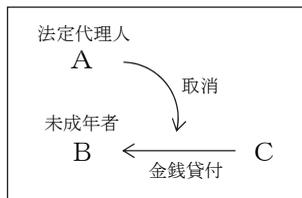
(2) 未成年後見

ア 未成年後見とは

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない（5 I）。未成年者とは18歳未満の者をいう。

法定代理人の同意を得ずに行った法律行為は、取り消すことができる（5 II）。

法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めなくて処分を許した財産を処分するときも、同様とする（5 III）。



イ 未成年者の営業の許可

一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する（6 I）。

→ その営業については未成年者単独で行うことができる一方、その営業以外の法律行為を単独で行うことはできない。

成年者と同一の効力を有するとしても、成年に達したものとみなされるわけではない。

(3) 成年後見

ア 成年後見とは

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる（7）。

後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する（8）。

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害

関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない（843IV）。

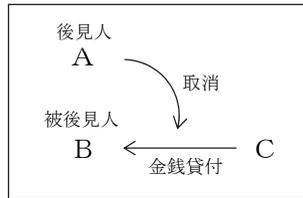
→ 法人を成年後見人に選任することができる。

イ 成年被後見人の法律行為

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない（9）。

→ 成年後見人の同意の有無にかかわらず取り消すことができる。

なお、成年後見開始の審判を受ける前に行った法律行為の効力は、失われ
ない。



(4) 保佐

ア 保佐とは

精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる（11本文）。

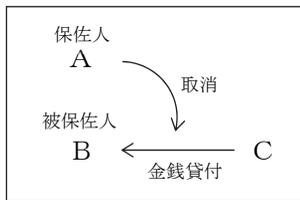
イ 保佐人の同意を要する行為

被保佐人が一定の行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、9条ただし書に規定する行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為）については、この限りでない（13I）。一定の行為とは、以下のとおりである。

- ① 元本を領収し、又は利用すること（13I①）
- ② 借財又は保証をすること（13I②）
 - 保佐人の同意を得なくても、金銭の借入れの返済をすることができる
- ③ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること（13I③）

- ④ 訴訟行為をすること（13 I ④）。
 - ⑤ 贈与、和解又は仲裁合意をすること（13 I ⑤）。
 - ⑥ 相続の承認もしくは放棄又は遺産の分割をすること（13 I ⑥）
 - ⑦ 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること（13 I ⑦）。
 - ⑧ 新築、改築、増築又は大修繕をすること（13 I ⑧）。
- 等

保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる（13IV）。



(5) 補助

ア 補助とは

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる（15 I 本文）。

イ 補助人の同意を要する旨の審判

家庭裁判所は、15条1項本文に規定する者又は補助人もしくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとする行為は、13条1項に規定する行為の一部に限る（17 I）。

補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる（17IV）。